

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名

北茨城市長

北茨城市議会議長

北茨城市代表監査委員

北茨城市教育委員会

北茨城市消防長

北茨城市農業委員会

北茨城市民病院事業管理者

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.39 %
任期の定めのない常勤職員以外	85.50 %
全ての職員	79.02 %

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る追加的な情報

※ 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の 条例で定める給料表に基づき一律に決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっています。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	77.49 %
本庁課長相当職	96.88 %
本庁課長補佐相当職	92.61 %
本庁係長相当職	93.92 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	93.32 %
31～35年	94.82 %
26～30年	93.50 %
21～25年	78.95 %
16～20年	99.88 %
11～15年	95.11 %
6～10年	97.83 %
1～5年	97.27 %

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

【説明欄】

- ・短時間勤務職員及び会計年度任用職員については、常勤職員の勤務時間を基礎とした職員数に換算を行っている。
- ・扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の総額に占める男性の割合は81.3%、住居手当の総額に占める男性の割合は60.1%となっている。
- ・すべての職員に占める「任期の定めのない常勤職員」の割合が男性は84.8%、女性は64.9%である。「任期の定めのない常勤職員以外」の職員である会計年度任用職員について、女性の比率が高くなっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。